

① 充電式電池（リチウムイオン電池など）・モバイルバッテリーの回収について

近年、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに内蔵された「充電式電池」を家庭ごみに混ぜて出したことによる、ごみ収集車や処理施設での火災事故が全国的に急増しています。町では安全なごみ処理のため、充電式電池の分別回収を始めました。

対象はリサイクルマークのある充電式電池です。回収ボックスへ入れる際は、火災防止のため、端子部分をビニールテープで覆う「絶縁処理」を必ず行ってください。絶縁用のテープは回収ボックスに備え付けています。なお、普通の乾電池は絶縁不要で、これまで通り家庭ごみとして出せます。

回収場所は、本庁、佐賀支所、社会福祉協議会大方本所、佐賀交流センターみらいの4カ所です（平日の午前8時30分～午後5時15分）。リサイクルマークのない電池や膨張したものは、ボックスに入れず職員へお声がけください。皆様のご協力をお願いします。

○お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119

② 道路の健全な通行について

◆道路上にはみ出している樹木の伐採のお願い

道路上に鉢植えなどが置かれている箇所や私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車および自動車などの通行の支障となっている箇所があります。

箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐために土地所有者による事前の伐採および危険物の撤去などの対応をお願いします。また、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採や鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

◆枯れ木の伐採のお願い

道路に隣接している私有地の山林などから枯れた樹木が倒壊し、道路に危険な状況を及ぼすと予測される場合にも伐採などの適切な管理をお願いします。

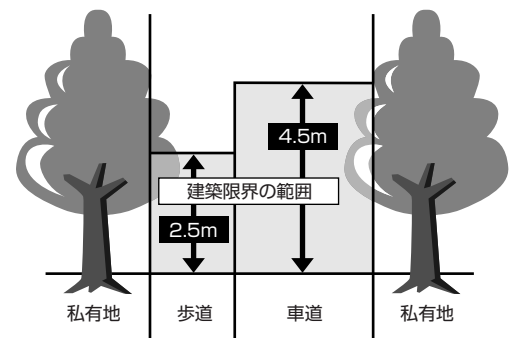
◆建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。

◆ご注意

私有地生垣・庭木・法面からの倒木や落石、道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

※道路交通に支障となるような状態が認められる場合は、道路管理者（町）において剪定または伐採し、道路の交通安全確保を行いますのでご理解をお願いします。



○お問い合わせ

本庁 まちづくり課 土木係 ☎43-2115 佐賀支所 建設課 土木係 ☎55-3700

● 水道給水工事指定店一覧表

店名	住所	電話番号		店名	住所	電話番号	
		店舗	携帯			店舗	携帯
クシオライフラインサービス	入野1769	43-3075	090-1006-3985	平野住設	伊田2100	44-1513	090-3183-1279
村越設備	入野2117	43-3033	080-3160-0276	大西設備	浮鞭2083-2	31-3277	090-1004-2499
(株)中村住設	四万十市古津筑3443-1	34-3621	090-3184-1731	吉本水道工務店	下田の口822-174	43-2024	090-3183-8535
野村企画設備	田野浦1593	43-4665	090-8970-5021	拳ノ川住設	拳ノ川224	55-7371	090-3783-7011